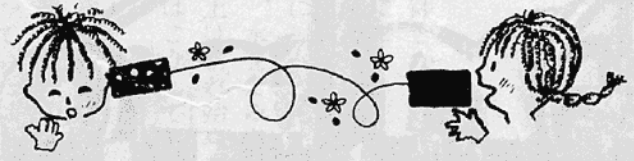


## 暮らしの情報



市役所の電話番号は、54-1111です。  
まちがい電話には「すみません、のひとこと。」

### 国民健康保険

#### 59年度の保険料が確定

七月は、今年度の国民健康保険料が確定する月です。

四月から六月までの保険料は、新しい保険料が決まるまでの間、暫定賦課といたって、前年度とほぼ同額の保険料を納めていただいていたましたが、保険料算出の基礎となる昭和五十九年度の市民税と固定資産税が決定しましたので、これに基づいて算出した結果、今年の国民健康保険料が次のとおり決まりました。

それによりますと、国民健康保険料は、市民税所得割額の一〇〇分の二〇〇と固定資産税額の一〇〇分の七〇の額に、被保険者一人当たり六千円、一世帯当たり一万一千四百円を加えた額が年額になります。ただし、その年額の上限額は三十三万となっています。

この年額から、すでに納めていただいた四月から六月までの保険料を差し引いた額を、七月から来年三月までの九か

月間で均等に納めていただくこととなります。

保険料の賦課総額の算定方法は、医療費に要する費用の六五%と、老人医療費への拠出金に要する費用の合計額とするよう規定されています。しかし、市では、被保険者の負担をできるだけ軽くするため、保険料の賦課不足分につ

#### 病気の早期発見治療に

#### 七月に一般健康診査を実施

市では、市内の医療機関の協力を得て、七月九日から七月二十一日（日曜日は除きます）まで、市民の一般健康診査を実施します。

この健康診査は、疾病の早期発見、早期治療を目的に実施するもので、診査の内容は、問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿などです。健康診査を受けられる人は、四十歳から六十九歳までの方

いては、一般会計からの繰入金で補っています。

昨年度の保険料を見ても、と、一世帯当たりの保険料額は平均で約八万四千円となり、県内平均の約十一万一千円に比べかなり低い額となっています。

国民健康保険事業は、みなさんからの保険料と国庫負担金等の収入を財源として、保険給付等の支出に充てられていますので、保険料の納付については、今後とも、ご理解とご協力をお願いします。

です。ただし、社会保険等の加入者または家族で、勤め先の健康診査を受けられる人や、高血圧症、心臓病など、循環器等の疾患で治療を受けている方は、受診する必要があります。

受診料は無料です。受診するときは、市保健衛生課から送った「通知書」を持参し、お近くの医療機関で健康診査を受けてください。

#### 『サマージャンボ宝くじ』発売

7月中旬からサマージャンボ宝くじの

予約申込が開始されます

この宝くじの収益金は、栃木県市町村振興協会を通じて災害対策と明るい住みよい街づくりに役立てられます。

申込方法など詳細については7月19日(土)の新聞(朝刊)紙上に発表されます。

#### 人のうごき

(昭和59年5月31日現在の住民登録人口)

		5月中の異動	
人口	22,368人	(転入)	84人
男	10,947人	(転出)	64人
女	11,421人	(出生)	28人
世帯	6,802世帯	(死亡)	18人